

## 5 青年期

### 1. 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組や、結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援

#### 目指す姿

若者が将来の夢や希望を抱き、自らの決定により、職業や進学、結婚などのライフデザインの選択を行うことができる。

#### 施策の方向

- 若者の状況や悩みに応じた就労に関する支援を行います。
- 若者が結婚等に希望を見出し、行動できるよう出会いの機会の創出等に取り組みます。
- 子育て・若年夫婦世帯の転入や住み替えを支援します。

#### ！ 重点施策

##### 若者の就労に係る支援

担当課 商業労政課

##### 目的

働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援します。

##### 事業内容

働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援するため、雇用対策協定に基づき、三重労働局と連携して、就労支援を実施します。北勢地域若者サポートステーションが行う、講座や臨床心理士による相談などへの支援を行い、市内における若者の安定的な就業を図ります。



##### 今後の方向性

三重労働局をはじめとした関係機関との連携や北勢地域若者サポートステーションへの支援を継続し、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援していきます。



## 重点施策

### マリッジサポート事業

担当課 こども未来課

#### 目的

若者の結婚に対する機運を醸成するとともに、結婚を希望する独身の人を対象とした出会いの機会を設けます。

#### 事業内容

- ・結婚を希望する独身の人を対象とした出会いの機会の創出  
参加者同士が十分に交流でき、出会いのきっかけとなるようなイベントを開催します。
- ・結婚サポートガイダンスや相談対応  
結婚・婚活に自信を持って前向きに取り組むことができるようイベント参加者向けのガイダンスやSNS等を活用し、結婚に関する相談支援を行います。



SNSを活用した相談支援

※結婚・妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意して事業を実施します。

#### 今後の方向性

若者の結婚に対する機運を醸成するとともに、結婚を希望する人に対し、出会いの機会や相談支援の充実を図ります。

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
結婚祝金の給付	結婚を祝福し、夫婦の新しい人生を応援するとともに、その定住を促すため、結婚祝金を給付します。	こども未来課
働く女性、働きたい女性のための相談	働く女性や働きたい女性を対象に、仕事に関する様々な悩みについて、キャリアカウンセラーが相談対応や情報提供等の支援を行います。	男女共同参画課
高校生支援プログラム	高校生がいる生活保護受給世帯に対し、通学や就職等に関する支援を行い、当該世帯の自立助長を図ります。	保護課

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
就労準備支援事業	研修への参加や職業体験等を通じて、就労に欠かせない予備知識やコミュニケーションスキルなどを習得する機会を提供し、就労に向けた支援を行います。	保護課 (生活支援室)
ひきこもりに関する相談	ひきこもり当事者やその家族が安心して支援機関につながり、適切な支援が受けられるよう、相談窓口を設けます。	福祉総務課 保護課 保健予防課
若者交流イベントの開催	若者が交流するイベントを開催し、若者同士の交流を促進することにより、本市へのシビックプライドの醸成を図ります。	観光交流課
求職者資格取得助成金	市が指定する資格または免許を取得した求職者に取得費用の一部を助成することにより就業を支援します。	商業労政課
子育て・若年夫婦世帯の近居支援補助金及び 住み替え支援補助金	子育て・若年夫婦世帯の転入や住み替えを支援することにより、空き家等の有効活用を図るとともに、子育て環境の充実と定住の促進を図るため、補助金を支給します。	都市計画課
三世代同居等支援補助金	子育て及び介護環境の向上と定住の促進を図るため、親世帯または子世帯いずれかが所有する一戸建て住宅の改修・改築・増築・建替え費用の一部を補助します。	都市計画課

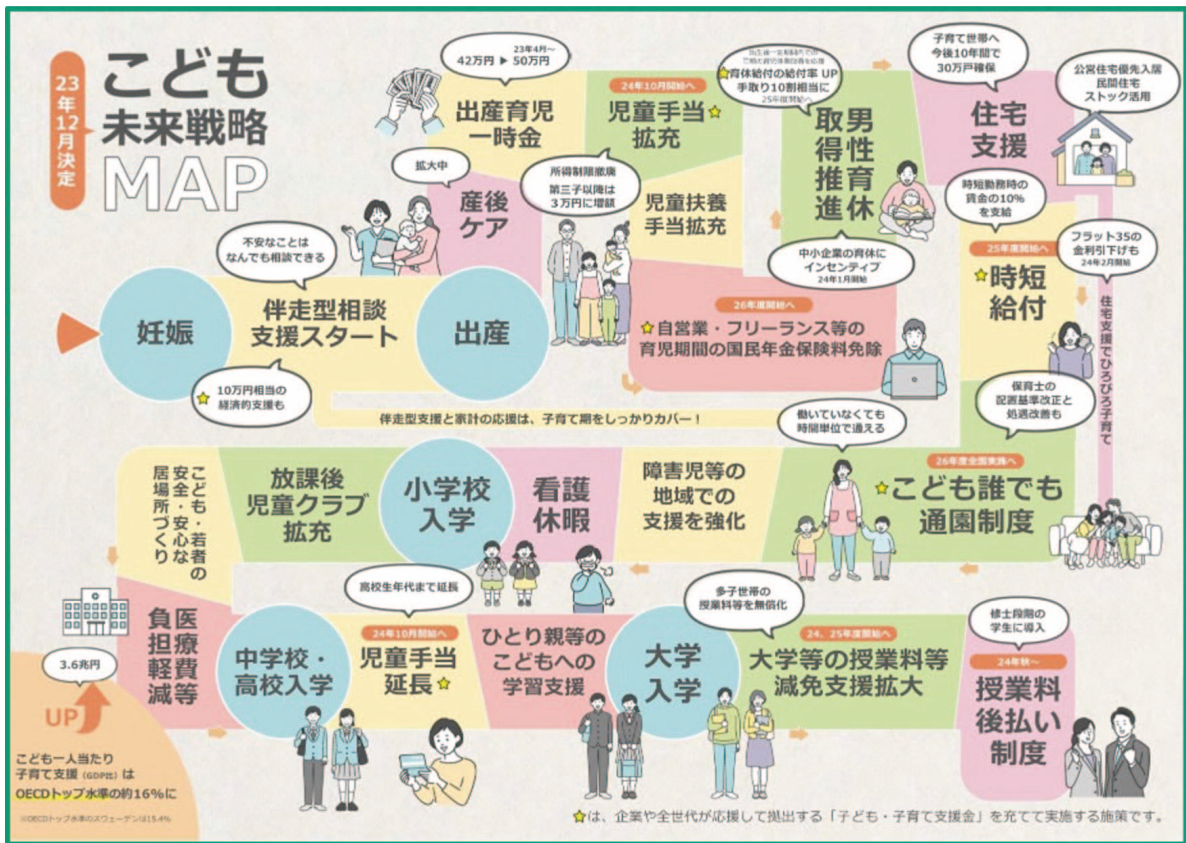


# こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、「こども未来戦略」は策定されました。

- 若者・子育て世代の所得を増やす
- 社会全体の構造や意識を変える
- すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

「こども未来戦略」ではこれらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。



出典:こども家庭庁(参照2024-10-29)  
(<https://www.cfa.go.jp/resources/kodomo-mirai>)



こども計画の策定にあたって

こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状

こども計画の基本的な考え方

本市の取組

全世代共通

子育て当事者

誕生前から就学前まで

学童期・思春期

青年期

計画の推進にあたって

第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画

参考資料

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1. 計画の数値目標と指標

計画の推進にあたっては、以下のとおり指標を設定し、進捗管理を行っていきます。

No.	指標	基準値	目標値 (令和11年度)
1	こどもの意見聴き取りフォームに寄せられた意見の数	—	300件
2	「自分には、よいところがあると思いますか」の肯定的な回答の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校81.5% 中学校82.8% (令和5年度)	小学校85% 中学校85%
3	「将来の夢や目標を持っていますか」の肯定的な回答の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校80.1% 中学校70.9% (令和5年度)	小学校85% 中学校75%
4	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	95.7% (令和5年度)	市内の高等学校 進学率と同等
5	発達に心配のあるこどもの相談件数	1,068件 (令和5年度)	1,250件
6	児童虐待相談対応件数	492件 (令和5年度)	643件
7	子育て支援センター及び児童館・移動児童館、こども子育て交流プラザ利用者数	195,621人 (令和5年度)	224,087人
8	出生数	1,968人 (令和5年度)	2,000人
9	待機児童数	72人 (令和6年4月1日)	0人
10	幼児教育アドバイザーによる園訪問支援回数	334回 (令和5年度)	350回
11	こどもの居場所関連事業延べ参加者数	9,971人 (令和5年度)	20,000人
12	いじめや差別は絶対にいけないと思うこどもの割合 (四日市市学校教育白書)	95% (令和5年度)	95%
13	出会いの機会となるイベント延べ申込者数	301人 (令和5年度)	400人
14	子育て支援の充実についての満足度(不満、非常に不満と回答した割合の合計) (市政アンケート)	15.3% (令和5年度)	12%



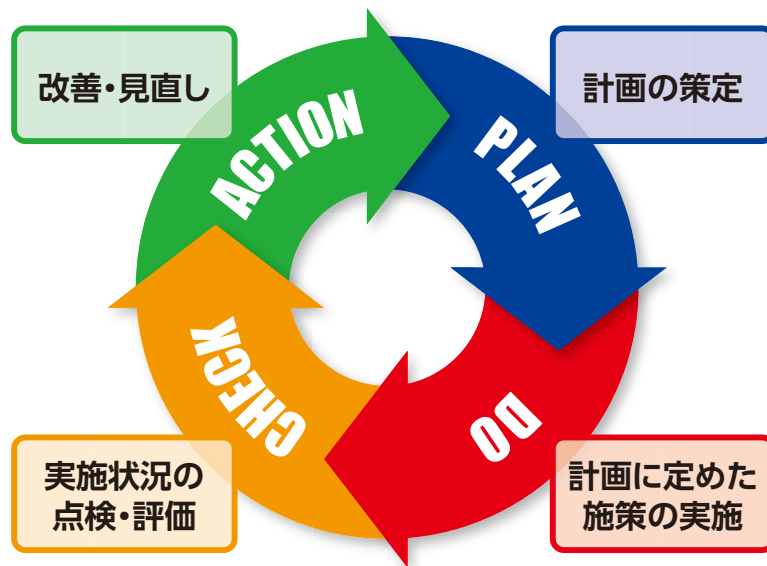
## 2. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域、学校、行政をはじめ、こどもに関わる様々な機関が連携して「こどもまんなか社会」を実現するという目的を共有し、こどもの権利や意見の重要性、こども・若者や子育て当事者の支援に理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そのため、本計画に基づき、家庭や地域、教育・保育をはじめとした事業関係者、企業、行政などが相互に連携・協働しながら、施策を推進していきます。

## 3. 計画の点検及び評価

計画の着実な推進を図り、実効性のあるものとするため、こどもの意見を聴く機会を設け、施策の改善・見直しを検証します。また、こども・若者や子育て当事者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育・保育事業関係者、学識経験者等から構成される「四日市子ども・子育て会議」において、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、結果を公表するとともに、計画的な進捗管理と施策の改善を図っていきます。



### 1. 量の見込みと確保方策の設定にあたって

本章では、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めます。本市の「第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画」に続く、「第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに必要とされる各主要事業の量の見込みや、その提供体制の確保方策及び実施時期を示します。

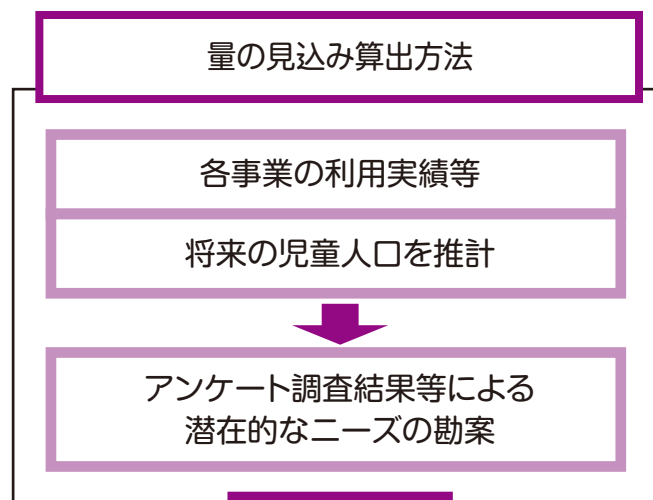
#### (1) 事業の提供区域の設定

国が示す基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。「第2期計画」では、市域を3ブロックに分けるなどし、提供区域の設定を行ってききましたが、教育・保育施設の整備が一巡したことや、利用者の選択肢が居住区域の周辺に限定されない状況が生じていることから、「第3期計画」では、少子化を見据え、必要利用定員の総数に対し、確保方策を弾力的に実施するため、市全域を1つの教育・保育提供区域と設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に市全域を1つの提供区域と設定します。

#### (2) 「量の見込み」と「確保方策」の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、「量の見込み」と「確保方策」を定めることになっています。

本計画においては、次の要領で「量の見込み」と「確保方策」を設定します。



教育・保育の量の見込み  
(必要利用定員総数)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み  
(目標事業量)

- <認定区分ごとに定める>
- ◇1号認定…… 満3歳以上の  
幼稚園やこども園
  - ◇2号認定…… 3歳児以上の  
保育園やこども園
  - ◇3号認定…… 3歳児未満の  
保育園やこども園、  
地域型保育事業所

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり事業
- (3) 乳児等通園支援事業
- (4) 地域子育て支援拠点事業
- (5) 子育て短期支援事業
- (6) 病児保育事業
- (7) 子育て援助活動支援事業
- (8) 放課後児童健全育成事業
- (9) 利用者支援事業
- (10) 妊婦健康診査
- (11) 乳児家庭全戸訪問事業
- (12) 産後ケア事業
- (13) 妊婦等包括相談支援事業
- (14) 養育支援訪問事業
- (15) 子育て世帯訪問支援事業
- (16) 親子関係形成支援事業
- (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

確保方策  
(提供体制の確保内容)

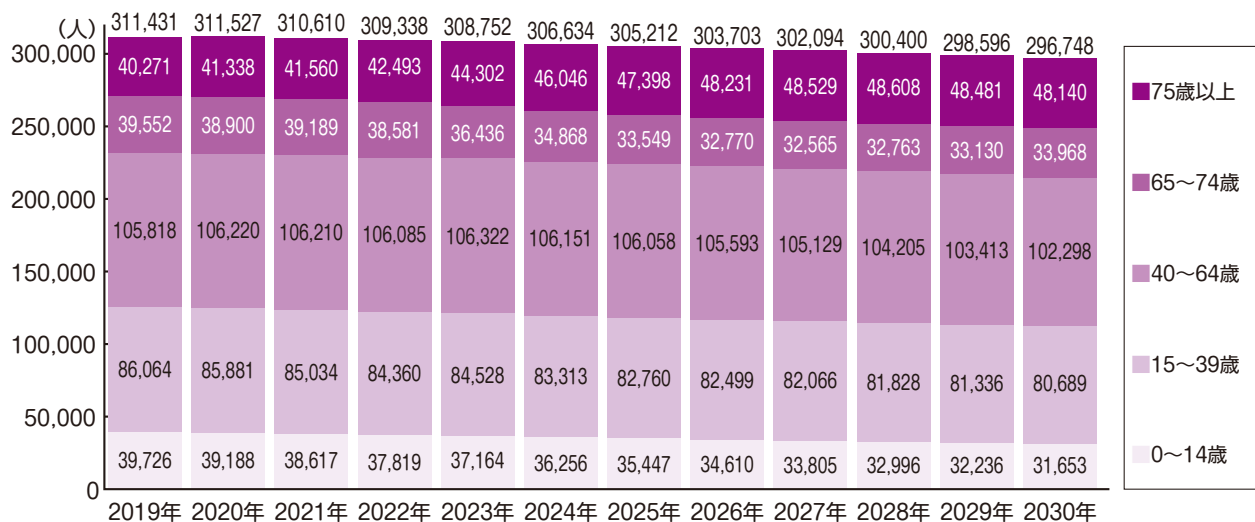
確保方策  
(提供体制の確保内容)

### (3)人口推計

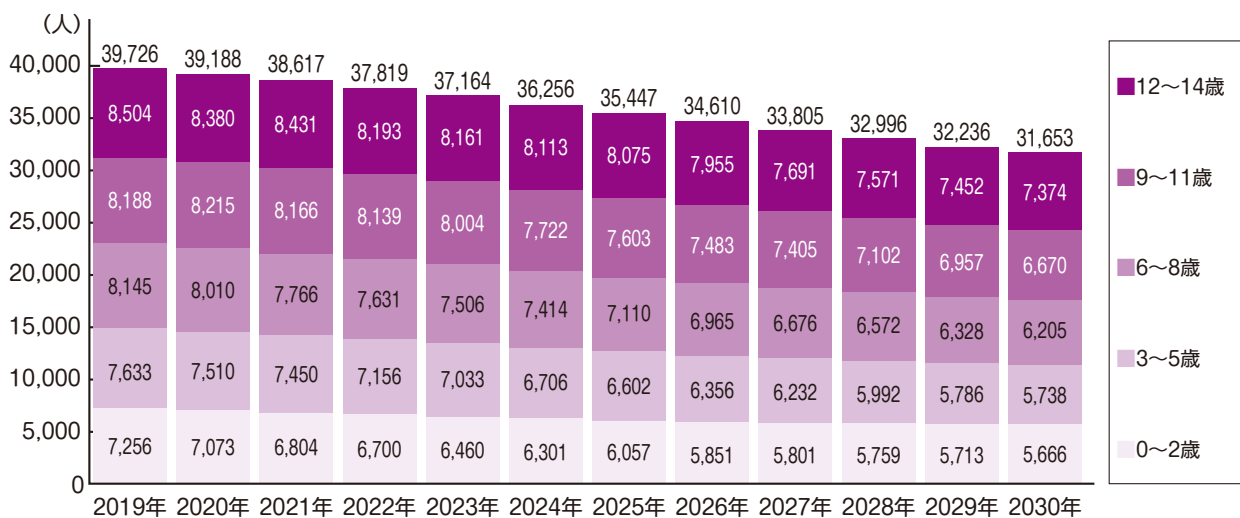
量の見込みを算出するにあたり、過去の男女別・年齢別人口の動態に基づいて推計を行いました。なお、推計方法は、最も一般的な手法であり、正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法」を採用しています。

(図表: 2023年以前は実績、2024年以降は推計)

図表: 四日市市の人口推計



図表: 四日市市の人口推計(0~14歳まで)



人口推計の結果、少子化により人口減少が進むと推計され、0~14歳までの児童数が2025年から2029年の今後5年間で約10%減少すると予測されます。



## 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 利用実績の推移

[1号認定：幼稚園・こども園教育利用の実績の推移] (各年度5月1日時点)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
満3・3・4・5歳児	3,595	3,511	3,251	3,132	2,897
施設数(園)	36	36	36	39	47

[2号認定：3歳児以上の保育園・こども園保育利用の実績の推移] (各年度4月1日時点)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳児	1,183	1,143	1,142	1,173	1,110
4歳児	1,196	1,251	1,179	1,202	1,238
5歳児	1,135	1,225	1,246	1,191	1,208
全体	3,514	3,619	3,567	3,566	3,556
施設数(園)	55	54	54	54	55

[3号認定：3歳児未満の保育園・こども園、地域型保育事業所保育利用の実績の推移] (各年度4月1日時点)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	223	206	190	238	202
1歳児	843	867	814	846	838
2歳児	1,025	1,023	1,044	1,009	1,068
全体	2,091	2,096	2,048	2,093	2,108
施設数(園)	76	75	75	75	76

[待機児童数の推移] (各年度4月1日時点)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	0	0	0	0	3
1歳児	0	0	0	0	43
2歳児	0	0	0	0	13
3歳児	0	0	0	0	12
4歳児	0	0	0	0	1
5歳児	0	0	0	0	0
全体	0	0	0	0	72



## (2) 量の見込みと提供体制の確保内容

(人)

	令和7年度					令和8年度				
	1号		2号		3号	1号		2号		3号
	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳
A 量の見込み(必要利用定員総数) (注: 1号認定の下段は下記参照)	2,823 (714)	3,516	221	833	1,080	2,629 (691)	3,476	230	849	1,019
B 提供体制の確保内容	4,511	3,791	454	2,053		4,165	3,825	449	2,048	
幼稚園	350					70				
幼稚園+一時預かり(預かり保育)	3,585					3,345				
保育園		1,868	212	962			1,644	184	858	
こども園	576	1,888	174	822		750	2,146	197	921	
こども園(鈴鹿市)		35	4	17			35	4	17	
地域型保育事業			64	252				64	252	
B-A	1,688	275	233	140		1,536	349	219	180	

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1歳	2歳
2,508 (697)	3,489	238	870	1,034	2,327 (678)	3,436	245	891	1,052	2,169 (665)	3,391	251	909	1,071
4,060	3,882	452	2,068		4,060	3,882	452	2,068		4,060	3,882	452	2,068	
70					70					70				
3,165					3,165					3,165				
	1,644	184	858			1,644	184	858			1,644	184	858	
825	2,203	200	941		825	2,203	200	941		825	2,203	200	941	
	35	4	17			35	4	17			35	4	17	
		64	252				64	252				64	252	
1,552	393	214	164		1,733	446	207	125		1,891	491	201	88	

注) 1号認定の下段( )内の数字は、新2号認定の量の見込みを内数で表示。(各年度4月1日時点)

(%)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
満3歳未満 保育利用率の見込み	35.2	35.8	36.9	38.0	39.1

※満3歳未満のこどもの数全体に占める3号認定の量の見込みの割合

## (3) 提供体制の確保内容の考え方と教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

### ① 現状の分析

本計画策定年度である令和6年度においては、6年ぶりに年度当初の待機児童が発生しました。令和6年4月1日時点の待機児童は72人で、内訳としては、81.9%が0～2歳の低年齢児です。これは、少子化によってこどもの数が年々減っているものの、共働き世帯の増加が続き、特に0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まっているためと分析できます。

さらに、72人の待機児童は地域に偏りなく分布していることから、一部地域で保育需要に偏りが生じている状況ではありません。



また、令和6年度当初における市全体での保育認定枠(2号認定・3号認定)の利用定員数は6,224人と、申込児童数5,943人を上回っており、利用定員に空きが生じていることから、市内で施設が不足しているわけではなく、公立園や一部の私立園において、保育士を十分に確保できれば、受け入れ園児数を増やすことができます。

こうしたことから、待機児童が発生した原因は、より多くの保育士の配置が必要となる低年齢児の申込み増加などによって、保育士が不足したことであると分析できます。

一方で、3歳以上については、3歳児の2号認定で若干の待機児童が発生したものの、1号認定・2号認定とも利用希望者数に対して、施設面・人材面ともに提供体制が確保されている状況と捉えています。

## ②今後5年間の量の見込みについて

0～2歳(3号認定)の低年齢児の量の見込みについては、今後も引き続き増加する見込みとなっています。

一方で、3歳以上(1号認定・2号認定)の量の見込みについては、どちらも減少傾向であり、特に1号認定の減少幅が大きくなる見込みです。

## ③今後5年間の提供体制の確保方策について

提供体制については、「第2期計画」の期間中に保育所や小規模保育所等の施設の整備を進めたこともあり、「第3期計画」の各年度において、量の見込みに対し、利用定員の総数が上回っているため、施設面での提供体制は確保できている見込みです。


一方で、全国的に保育士不足が課題となっている中、本市においても低年齢児の保育ニーズの高まりに対応できるだけの保育士を確保することが年々難しい状況になっているため、様々な保育士等人材確保に関する事業を実施しています。

保育士等の処遇改善については、国の公定価格上での取組のほか、私立保育園・こども園で働く正規職員を対象に市独自の給与改善補助を実施しています。また、保育現場で働く職員の負担軽減の取組として、公・私立園の使用済み紙おむつの回収委託や公立園の事務支援員・用務員の配置、私立園の保育支援者配置の補助、保育業務支援システム導入等のICT化の推進に取り組んでいます。

令和6年度は、国が「児童福祉施設最低基準」を施行して以来76年ぶりとなる保育士配置基準の改定があり、3歳児、4歳以上児について、保育士1人あたりのこどもの人数が軽減されました。本市は1歳児についても、「こども4人につき保育士1人」という国基準を上回る独自の配置基準を設定し、さらに保育士の負担軽減と保育の充実を図っています。

次に、新たな保育士の確保や離職防止の方策として、令和5年度から「就労奨励金事業」を実施しています。これは、私立保育園・こども園・幼稚園に就職後、継続して勤務すると、1年経過後と3年経過後に「就労奨励金」として、それぞれ10万円を給付するものです。その他、潜在保育士や保育士に興味のある人を対象とした「四日市市保育士応援・魅力アップセミナー」の開催や、本市で働くことの魅力を伝えるPRパンフレット及びホームページの作成、保育団体の就職ガイダンスや高校生インターンシップ事業への支援など、様々な本市独自の事業を展開し、新たな保育士の確保に努めています。





今後については、「第3期計画」の利用定員を満たすだけの保育士を確保するため、国県補助事業や本市の単独事業を引き続き実施していくとともに、給与等の処遇のさらなる改善や「働き方や休み方の改善」につながる新たな事業などを行い、一度離職した後でも安心して長く働くことができるような労働環境の整備を進めていきます。また、取組の効果を高めるため、行政、各団体、養成校等の3者が連携・協力して保育人材の確保に関する取組を進めていきます。

また、保育の提供体制においては、保育の量だけでなく、質の向上も重要です。本市は、幼児教育・保育のさらなる質の向上を推進する拠点として、三重県で初めて市が運営する「幼児教育センター」を令和5年4月に設置しています。当幼児教育センターでは、「研修会の開催」、「幼児教育アドバイザーの訪問・相談事業」、「情報発信・研究」を行い、市内の幼児教育・保育施設で働く保育者をサポートしています。計画期間においては、幼児教育センターの機能強化に努め、保育士や保育教諭、幼稚園教諭の資質向上を図り、安心してこどもを預けられる環境を整えていきます。

公立幼稚園については、1号認定の減少傾向が数年前から続いており、こども園への移行による施設再編を図る必要があったことから、本市全体の就学前教育・保育施設について、長期的な見通しを示すため、令和5年3月に「四日市市認定こども園整備推進計画」を策定しました。計画期間を前期(令和5～11年度)と後期(令和12～21年度)に分け、こども園への移行による公立園の施設再編を計画的に進めています。前期の実施計画を着実に進めながら、今後の人口動態や就学前教育・保育ニーズの推移等を踏まえた後期計画を策定し、提供体制の確保に努めます。

また、私立幼稚園についても1号認定の減少傾向が続いているため、保育士資格を有している幼稚園教諭を低年齢児等の保育教諭として再配置するような私立幼稚園のこども園化について、希望する私立園への協議・支援も必要に応じて行っていきます。